

# マスメディア集中排除原則に係る現状

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会事務局

令和4年1月24日

# マスメディア集中排除原則に係る現状

- 地上基幹放送事業者(※)から提出の申請書類・届出書類に基づき、マスメディア集中排除原則への適合性(議決権保有による支配関係、役員兼任による支配関係)を確認。  
(※) NHK及びコミュニティ放送事業者を除く194社
- 一の者による支配関係の類型は下記のとおりであり、複数局を支配する者は合計で92者(認定放送持株会社10者含む。)

## 1. 議決権保有関係 支配関係:1/10(10%)超の議決権保有

議決権を保有される 放送事業者数	議決権を保有する 者数
161社	135者

※「議決権を保有する者数」は、下記の役員兼任関係における「基幹放送事業者の特定役員の兼任関係にある他者数」と19者が重複。

## 2. 役員兼任関係 支配関係:代表権を有する役員又は常勤役員の相互兼任、特定役員の1/5(20%)超の兼任

他者と兼任される 放送事業者の 特定役員の割合等	兼任される 放送事業者数	基幹放送事業者の 特定役員を 兼任する者数
代表権を有する役員又は 常勤役員の相互兼任(A)	16社	16者
1/5(20%)超(B)	33社	36者

※ 上記AとBに重複する「基幹放送事業者の特定役員の兼任関係にある他者数」は6者。重複を除いた当該他者数は46者。

### 【主な特例】

- ・テレビに関する特例: テレビ放送について1局超を支配する場合、1/3超の議決権保有関係又は役員兼任関係による支配は1局のみを可能としつつ、一の放送対象地域内では1局の支配を可能とするもの
- ・ラジオに関する特例: ラジオ放送(コミュニティ放送を除く。)について4局超を支配する場合、1/3超の議決権保有関係又は役員兼任関係による支配は4局までを可能としつつ、一の放送対象地域内では4局までの支配を可能とするもの

## 【支配類型】(合計:162者)

### 放送事業者 (計:37者)

自局(※)	4
自局+1局(特例適用) <複数局支配>(※)	23
自局+2局以上(特例適用) <複数局支配>(※)	10

(「自局」の記載について)  
マスメディア集中排除原則において、放送事業者(局)が支配する放送局の範囲には自身も含む。

※ 自局に加え、自局とは異なる放送対象地域において1/10超1/3以下の議決権を保有する局は支配関係とならないが、これらの局を含む者もいる。  
また、TV・AM兼営者は、自局+1局(計2局)となる。

### 放送事業者以外の者 (計:125者)

1局(※)	66
2局以上(特例適用) <複数局支配>(※)	49
認定放送持株会社 <複数局支配>	10

※ 支配関係に置く1局とは異なる放送対象地域において1/10超1/3以下の議決権を保有する局は支配関係とならないが、これらの局も含む者もいる。

## 放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

## 放送法 第91条 (基幹放送普及計画)

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS放送 等  
(東経124/128度CS放送、ケーブルテレビ等は含まれない)

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、  
**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

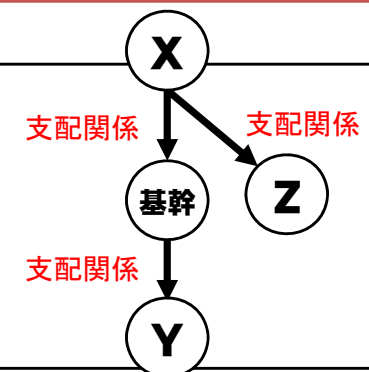
## 放送法 第2条32号及び第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

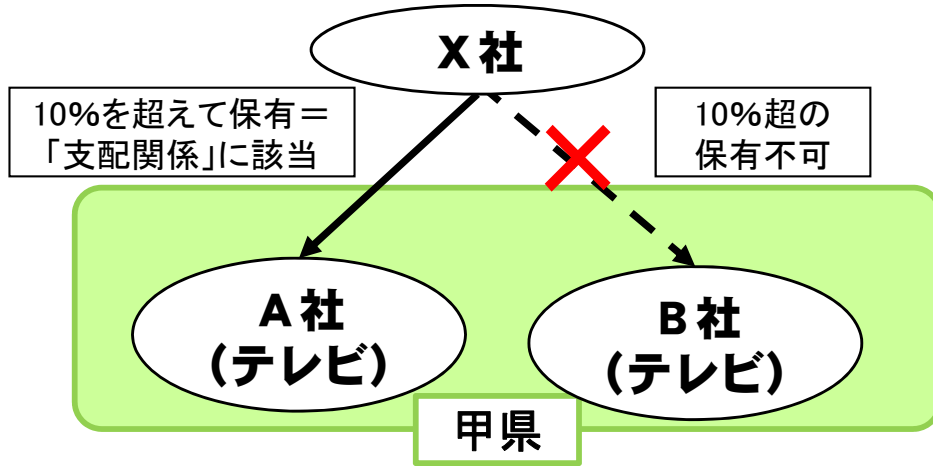
＜認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分＞ (放送法第93条第1項第5号)

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

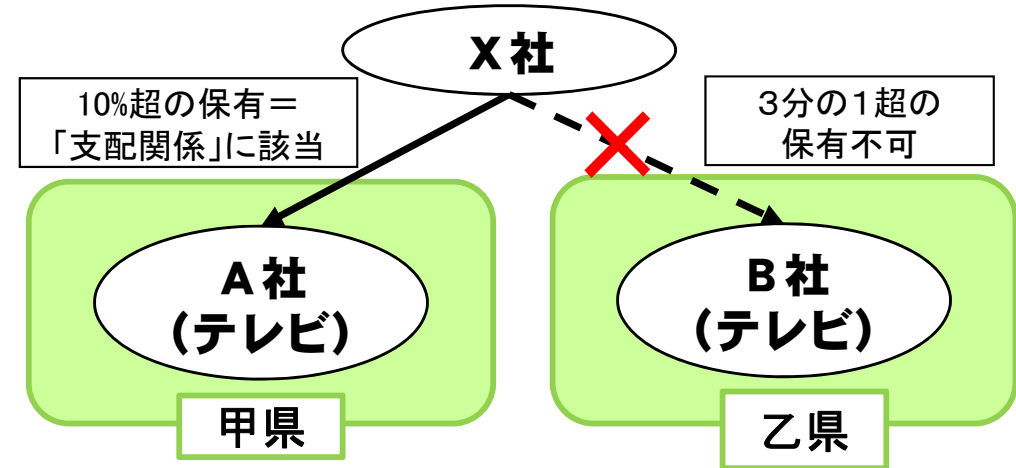
- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者 (X)
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者 (Y・Z)



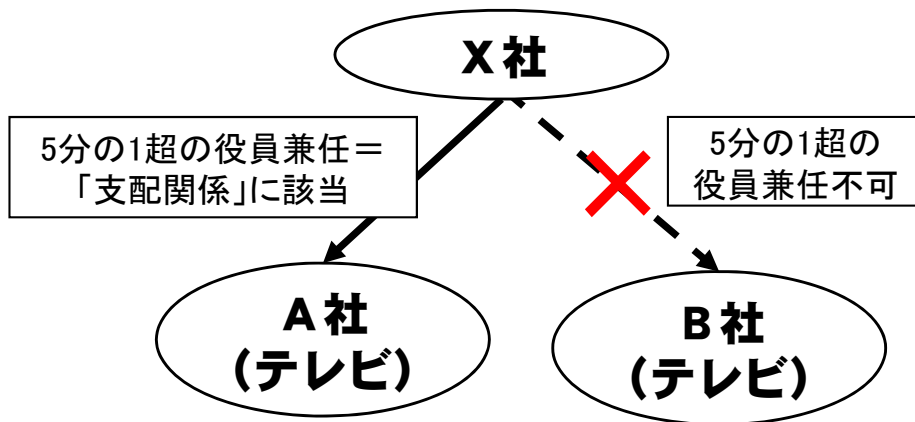
議決権保有による支配の例  
(放送対象地域が重複する場合)



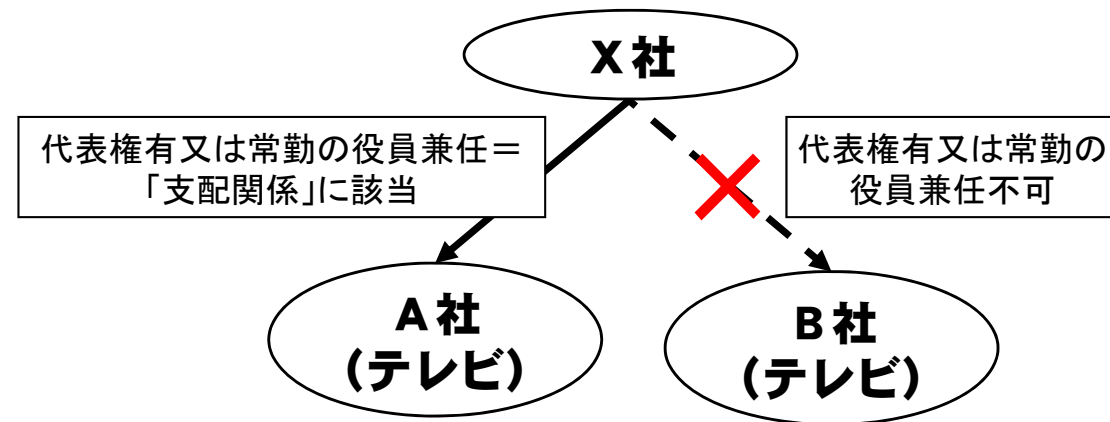
議決権保有による支配の例  
(放送対象地域が重複しない場合)



役員兼任による支配の例  
(役員兼任比率: 5分の1超)



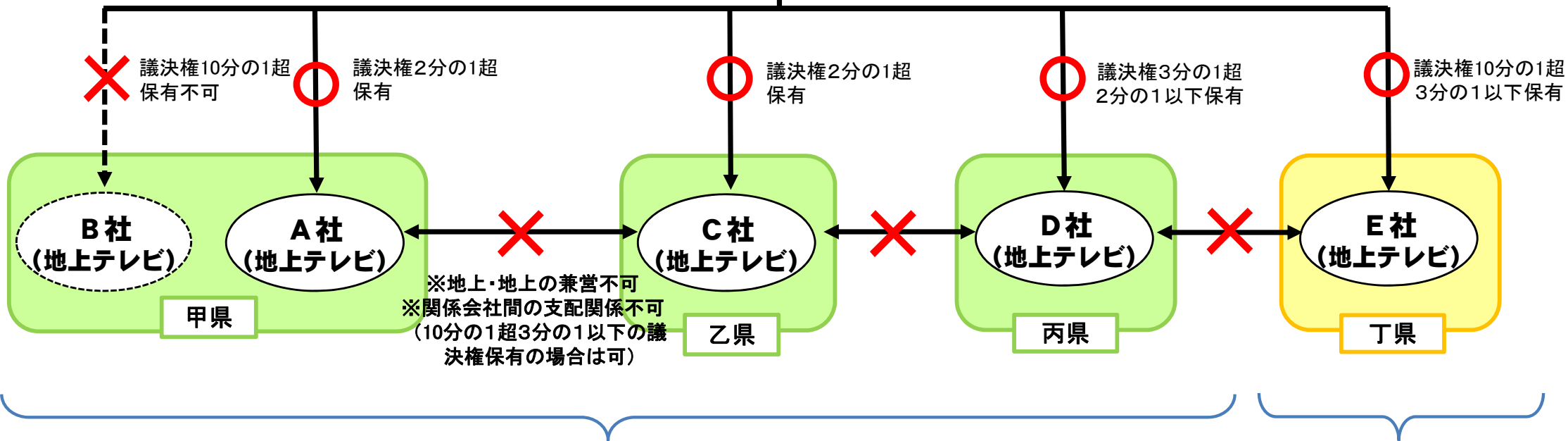
役員兼任による支配の例  
(代表役員、常勤役員の兼任)



# 【参考】認定放送持株会社制度におけるマスメディア集中排除原則の特例

- 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成19年の放送法改正により創設。
- 認定放送持株会社制度を活用する場合は、マスメディア集中排除原則の特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能。

## 認定放送持株会社



※12都道府県まで可(広域放送、県域放送の場合)

※12のカウントには含まない